

くらし見守りサービス (自宅・家族の見守り) 重要事項のご説明

以下に、くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)(以下、本サービス)の契約内容および、サービス提供に関する大切な部分(重 を正

)を掲載いたします。 ご契約にあたっては、 里 解のうえ、お申し込みください。	本書面 (次ページ以降のご利用規程含む)	をご確認いただき、	契約内容
チェック欄				
	1.契約の概要について			
	の大井 バスの利田明ねについて			

- (1)本サービスの利用開始について
 - ・本サービスの締結は、東京ガスネットワーク所有のガスメーターが設置されている住戸に限ります。ただし、東 京ガス(以下、当社)が認めた場合はこの限りではありません。
 - ・本サービスの利用開始日は、ご登録いただいたメールアドレスに「くらし見守りサービスご契約手続き完了のお 知らせ」メールでお知らせします。

②サービス料金について

- ・本サービスは、任意加入の有料サービスです。
- ・本サービスのお支払方法は、クレジットカード払いまたは口座振替となります。
- ・本サービスのご利用には、『ご契約書』に記載された月額料金、初期費用が必要となります。また、販売機器 の追加購入、販売機器の交換等で訪問による作業をご希望の場合は、月額料金の他に機器代金、作業手数料 又は電池交換作業手数料(【別紙 1 サービス料金】参照)がかかります。
- ・月額料金は、本サービス開始の翌月分から終了月分まで1ヶ月単位で毎月お支払いただきます。日割計算(利 用日数による計算)の扱いはございません。
- ③本サービスの解約について
 - ・ご契約者のお申し出により本サービスを解約される場合は、当社規定の手続きが必要です。
- ④クーリングオフについて
 - ・『ご契約書』を受領した日を含む8日間は、書面によりお申込みの撤回をすることができます。
- ⑤個人情報の取扱いについて
 - ・東京ガスは下記 (a) ~ (c) の個人情報については、本サービス、東京ガスによるガス・電気等のエネルギー供 給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、生活関連サービス業及び、これに付帯する事業のために利用 します。
 - (a) 各種書面記載事項 (『ご利用申込受付シート』、『ご契約書』等)
 - (b) 申込みサイト・契約者サイトへの登録情報
 - (c) アプリご利用履歴
- 2. 本サービスの注意事項(本サービスの内容については、『パンフレット』・『ご利用の手引き』等でご確認ください。) ①サービスの利用について
 - ・本サービスのご利用には、専用のアプリケーションがインストールされたスマートフォン等が必要となります。
 - ・本サービスは、ご購入頂いたセンサーに基づき鍵の施錠状態、ドア・窓等の開閉状態、帰宅状況を検知する ものであり、安全確認・安否確認を行うものではありません。
 - ・ご契約者または設置先の居住者の移転があった場合には、当社が定める方法で当社に速やかに連絡していた だく必要があります。
 - ・警備員駆けつけのご利用には、提携先の警備会社との契約が必要となります。
 - ・電話健康相談は、疾病等に対する診察や、症状の治療を目的とした医療行為を行うものではありません。
 - ②機器の設置について
 - ・販売機器を追加購入される場合、故障等で交換される場合は、原則ご利用者自身で設置していただきます。
 - ・カギしめ確認センサー、開け閉め確認センサーは、両面テープで固定してご利用いただきます。当社では、機 器を取り外した箇所の復旧および復旧に関する費用は負担いたしません。
 - ③機器の保証について
 - ・販売機器の保証期間は、初回設置日から 1 年となります。
 - ・販売機器が故障した場合、サービスを継続するには交換または再購入が必要となります。
 - ・販売機器において、当社の責めに帰すべき事由による破損、汚損、故障または動作等の不良があった場合は、 設置日の8日以内にご連絡をいただいた場合に限り、返品、交換、返金に応じます。
 - ④貸出機器について
 - ・貸出機器の故障等がご利用者の責めに帰すべき理由による場合、当社に対し機器相当額を支払うものとし、 再設置に係る費用はご利用者または支払者の負担となります。
 - ・本サービスが解約となった場合は、貸出機器を当社指定の返却方法により、遅延なく返却していただきます。



くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)ご利用規程

1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社(以下「当社」といいます。)が、ご利用者に、第3条に定めるくらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)(以下「本サービス」といいます。)を提供するにあたっての条件等を定めることを目的とします。

2. 用語の定義

本規程における用語の定義は以下のとおりとします。

①ご契約者 : 当社と本サービスの提供を約する契約(以下「本サービスの契約」といいます。)をされた方

②貸出機器 : 本サービスを提供するにあたり、当社から貸し出す機器(ホームゲートウェイ、通信ドングル)

③販売機器 :本サービスを提供するにあたり、ご契約者が購入する機器(【別紙 1 サービス料金】参照)

④設置先 : 貸出機器を設置する場所であり、また、本サービスの契約にかかる契約書(以下「契約書」といいます。)

の設置先欄に記載された住戸(貸出機器の設置先は、東京ガスネットワーク所有のガスメーターが設 置されている住戸(以下「本サービスの対象場所」といいます。)に限ります。ただし、当社が認め

た場合はこの限りではありません。)

⑤お申込者 : 本サービスのお申込書またはホームページの申込みサイトからお申込みされた方

⑥お支払者 :契約書のお支払者欄にお支払者として明示された方

⑦ご利用者 : ご契約者およびご契約者から本サービスの利用を許諾された方

⑧アプリ :当社が提供する Android OS および iOS 上で動作する本サービスに関するスマートフォンアプリケー

ション

⑨サービス料金:本サービスに関わる全ての料金(【別紙1サービス料金】参照)

⑩提携先企業 : 第3条に定める「警備員駆けつけ」、「電話健康相談」のサービスを提供する企業

3. 本サービス内容

本サービスは、以下①~⑤の5つのサービスを提供します。

①カギしめ確認

玄関ドア等のサムターン付近に取り付けた「カギしめ確認センサー」が、センサーとサムターンのつまみとの距離を 赤外線の反射時間で検知し判定を行うもの。センサー設置時にカギの「施錠状態」、「開錠状態」での反射時間をセンサー に登録し、検知した情報と事前に登録した情報に基づきセンサーが判定を行うもの。ご利用者がアプリから問合せを 行った際にセンサーが動作し、センサーが判定した情報をスマートフォン等に通知するもの。

「開け閉め確認センサー」を合わせて設置し連携設定を行うと、「開け閉め確認センサー」が検知している状態が変わってから、設定した時間経過後に自動で「カギしめ確認センサー」が動作し、「カギしめ確認センサー」が「カギが施錠されていない」と判定した場合に、その情報をスマートフォン等に通知するもの。

②開け閉め確認

窓ガラスと窓枠またはドア本体とドア枠等に「開け閉め確認センサー」と磁石を設置し、「開け閉め確認センサー」がセンサーと磁石の距離を磁気の大きさで検知し、センサーが一定以上の磁気の大きさを検知した場合に「窓・ドアが閉まっている」、それ以外の場合は「窓・ドアが開いている」と判定するもの。判定している状態が変わった場合にその情報をアプリに表示するもの。警戒モード中に、センサーが「窓・ドアが開いている」と判定した場合は、スマートフォン等に通知するもの。

③おかえり確認

「おかえり確認センサー」がホームゲートウェイと、無線通信可能な範囲にあるか否かを検知し、設定した時間以上無線通信が取れない場合に「不在」と、それ以外の場合は「在宅」と判定するもの。判定している状態が変わった場合にその情報をアプリに表示するもの。

④警備員駆けつけ

設置先の状況に心配事がある場合に、提携先企業の警備員に設置先への駆けつけを要請できるもの。

警備員駆けつけは提携先企業が提供する。ご利用には、提携先の警備会社との契約が必要。詳細は「全日警 警備員 駆けつけ ご利用規程」を参照のこと。

⑤電話健康相談

ご契約者またはご契約者の家族の体調に心配事がある場合に、電話または Web で専門相談員へ相談できるもの。 電話健康相談は提携先企業が提供する。

4. 機器の設置・設定

(1) 当社は、本サービスを提供するにあたり、貸出機器の設置を行います。貸出機器の設置は、当社または当社が委託する設置業者(以下「施工者」といいます。)が設置先に訪問し、作業を行います。訪問日時は、施工者とご契約者の間で決定します。作業には、ご契約者の立ち会いが必要となります。また、機器の設定時には、アプリがインストールされたご利用者のスマートフォン等が必要となります。

- (2) 販売機器の初回設置は、前項の貸出機器と合わせて施工者が作業を行います。販売機器を追加購入される場合は、原則として、ご契約者の責任と費用負担で設置していただきます。施工者の訪問による設置を希望する場合は、【別紙1サービス料金】に定める作業手数料をお支払いいただきます。
- (3)ドア・窓の形状や素材によっては、カギしめ確認センサー、開け閉め確認センサーを設置出来ない場合があります。
- (4) 当社が委託する設置業者が販売機器を設置する場合、カギしめ確認センサーおよび開け閉め確認センサーは、ご利用者が希望する設置先のドア・窓等の、設置業者が選定した位置に両面テープで固定してご利用いただきます。当社は、販売機器を両面テープで固定したことに起因する損害(販売機器を取り外した箇所の復旧を含む)についてはなんら責任を負担いたしません。また、復旧に関する費用は当社では負担いたしません。販売機器の交換・撤去はご利用者の責任において実施いただきます。
- (5) 販売機器はセンサーの種類問わず、合計 10 台まで設置可能となります。
- (6) 施工者による初回設置完了後、設置作業の不備が発覚した場合、設置完了日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しのみを行います。
- (7) ご契約者が追加購入した販売機器の施工者による追加設置完了後、設置作業の不備が発覚した場合、設置完了日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しのみを行います。

5. 利用申込

- (1) お申込者は、あらかじめ本規程の内容を確認し、同意のうえ、当社所定の手続きに従って、本サービスの申込を行うものとします。
- (2) 当社は次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの申込を承諾しないことがあり、またその理由について 一切開示義務を負わないものとします。
 - ①申込内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあったとき。
 - ②本サービスを含む当社が提供するサービス等に関する債務の履行が滞ったとき、もしくは契約に違反したとき、 またはそれらのおそれがあると、当社が判断したとき。
 - ③販売機器、貸出機器の設置先が本サービスの対象場所以外であるとき。
 - ④当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、当社が判断したとき。
 - ⑤お申込者、ご利用者またはお支払者が、第24条1項に違反し、または違反するおそれがあるとみとめられるとき。
 - ⑥その他当社が適切でないと判断するとき。

6. 契約

- (1) 本サービスの契約 (「警備員駆けつけ」を除く) は、施工者が貸出機器の初回設置前に契約書を受理した際に成立します。
- (2) ご契約者が、解約の手続きを行うまで契約が継続します。
- (3) ご契約者は、設置先の所有者および賃借人、その他の居住者に本サービスの販売機器・貸出機器の設置について承諾を得る必要があります。
- (4) ご契約者とお支払者が異なる場合には、ご契約者は事前にお支払者に支払意思および本規程の承諾を得る必要があります。この場合であっても、ご契約者は支払義務を免じられることはなく、お支払者がサービス料金等の一部でも期限に不払いの場合には、ご契約者がサービス料金、その他本サービスの契約にかかる一切の債務の全額を支払う義務を負います。
- (5)「警備員駆けつけ」を利用する場合、別途サービスを提供する警備会社との契約が必要となります。

7. ユーザー ID およびパスワード

- (1) 当社は、本サービスの利用に際してご利用者に発行するユーザー ID およびパスワード(以下、「くらし見守り ID」 といいます。)を用いた認証を行います。
- (2) ご利用者は本サービスを利用するにあたり、当社所定の方法により、当社が連携する企業が運営する会員制サービスにおいて当該会員に付与された ID およびパスワード(以下、「他社 ID 等」といいます。)を使用することができます。
- (3) 他社 ID 等のご利用者は、連携企業が運営する会員制サービスにおける会員情報の一部(以下「他社会員情報」といいます。)が当社に提供されることを承認したものとします。
- (4) ご利用者は、自己の責任において、本サービスに関するくらし見守り ID を適切に管理(適切なパスワードの設定及び定期的な変更を含む。)および保管するものとし、これを第三者に共有、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- (5) 他社 ID 等のご利用者は、他社 ID 等および他社会員情報の登録・管理等を自己の責任において行うものとします。
- (6) くらし見守り ID、または他社 ID 等および他社会員情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などによって 生じた損害に関する責任はご利用者が負うものとし、当社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、当社は 一切の責任を負いません。

8. サービスの利用

- (1)ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程および「全日警 警備員駆けつけ ご利用規程」を遵守するものとします。
- (2) サービス開始日は、「【くらし見守りサービス】ご契約手続き完了のお知らせ」メールでご利用者にお知らせします。
- (3) 本サービスは、ご利用者のみが利用できるものとします。
- (4) ご利用者およびお支払者は、本サービスの利用にあたり、本規程および「全日警 警備員駆けつけ ご利用規程」にて禁止されている行為のほか、次の行為を禁止します。
 - ①当社および他のご利用者もしくは第三者の財産、プライバシー、著作権そのほかの権利を侵害する行為、または 侵害するおそれのある行為。
 - ②当社および他のご利用者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与える恐れのある行為。
 - ③ログイン I Dおよびパスワードを不正に使用する行為。
 - **④犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為。**
 - ⑤コンピューターウィルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為。
 - ⑥法令等に違反する、または違反する恐れのある行為。
 - ⑦当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為。

9. 貸出機器および販売機器の維持管理

- (1)ご利用者は、善良な管理者の注意をもって貸出機器を以下の①~④のとおり管理します。
 - ①貸出機器を第三者に譲渡もしくは転貸、または担保の用に供しないこと。
 - ②貸出機器を設置先の住戸から持ち出さないこと。
 - ③貸出機器を分解、解析、改造、改変もしくは損壊し、またはその他の方法によりその原状を変更しないこと。
 - ④貸出機器を本サービスの利用以外の用途に使用しないこと。
- (2) 貸出機器は、常に AC100V 電源が供給されている必要があります。
- (3) 貸出機器のファームウェアは、常に最新のものに更新されている必要があります。ファームウェアに更新があった場合は、当社ホームページやアプリ等でお知らせします。
- (4) 本サービスの利用にあたり販売機器は、常に電源が供給されている必要があります。電池交換等はご利用者の責任・ 負担において実施します。訪問による電池交換を希望する場合は、【別紙 1 サービス料金】に定める作業手数料また は電池交換作業手数料(電池代込)をお支払いいただきます。

10. サービス料金について

- (1) サービス料金および支払期間は【別紙1サービス料金】の通り、取り扱います。
- (2) 本サービスを利用するために必要なスマートフォン等の通信料、通話料およびインターネット接続料はご利用者が 負担するものとします。
- (3) お支払者は、契約書に記載された内容に基づいて、【別紙 1 サービス料金】に定める月額料金、初期費用を当社に支払うものとします。なお、月額料金は日割り計算をしません。
- (4) 新規契約の場合、サービス開始日の属する月の月額料金は無料です。
- (5)解約の場合、当社は解約日の属する月の月額料金を請求します。ただし、サービス開始日と解約日が同年同月の場合は請求しません。
- (6) サービス料金のお支払方法は、クレジットカード払いまたは口座振替となります。
- (7) サービス料金についてガス料金や電気料金と合算でのお支払いはできません。また、くらし見守りサービス(ガス見守り)をガス料金との合算でお支払い中の方が、本サービスにご加入頂いた場合には、ガス見守りに係る料金も本サービスと合算するものとし、ガス料金と合算でのお支払いはできません。
- (8) お支払者は、クレジットカード会社または請求事業者の規程に基づいてサービス料金を支払うものとし、第 14 条に 規定する解約の申し出もしくはその他ご契約者またはお支払者の申し出がない限り、継続してサービス料金を支払 うものとします。
- (9) お支払者は、販売機器を追加購入される場合、【別紙 1 サービス料金】に定める販売機器代金を当社に支払うものとします。
- (10)機器の不具合により、サービスを利用できなくなった場合でも、その旨、当社にご連絡いただけない限り、当社は月額料金の請求を継続します。
- (11) 販売機器の所有権は、機器代金を完済したときに、当社からご契約者に移転するものとします。完済まで販売機器の所有権は当社に留保されます。

11. ご契約者情報の変更、設置先の変更

- (1) ご契約者は、ご契約者または設置先の居住者の移転、ご契約者情報またはお支払方法の変更があった場合には、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。ご契約者によるお手続きを行えない場合には、ご利用者またはお支払者が、当社が定める方法により速やかにその旨を当社に届け出るものとします。
- (2)前項のご契約者情報の変更等に際して、貸出機器の設置先の変更が伴う場合には、ご契約者が本サービスの契約を

解約したものと扱います。変更後の設置先においても本サービスの利用を希望される場合は、変更後の設置先で改めて契約を締結することとします。その場合、【別紙 1 サービス料金】に定める契約事務手数料をお支払いいただきます。

12. サービス提供の中断

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中断することができるものとします。 ①地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなったとき。
 - ②その他、当社が中断を必要と判断したとき。
- (2) 当社は、1 項に基づき本サービスを中断する場合にはあらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) 当社は、1項に基づき1か月以上に渡り、本サービスを中断した場合には、その間の月額料金は請求いたしません。 再開日の翌月より月額料金を請求いたします。

13. サービスの利用停止

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、当社が定める期間、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ①第 11 条に基づき当社に届け出ている情報に変更が生じているにもかかわらず、ご契約者がその変更についての届出を怠っていることが判明した場合または当社に届け出ている内容が事実に反することが判明した場合。
 - ②ご利用者が第三者に支障を与える使い方で本サービスを利用したと当社が判断した場合。
 - ③本サービスの料金等の支払いを怠った場合、当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠るおそれがある場合。
- (2) 当社は、前項に基づき本サービスを停止する場合にはあらかじめその旨をご契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (3) 当社都合によるシステムメンテナンスに伴い、本サービスの全部または一部が提供できないことがあります。

14. 解約

- (1) ご契約者は、ご契約者の都合により、当社への解約の旨を連絡することでいつでも本サービスを解約できるものと します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当するときは、ご契約者に事前に通知することなく、直ちに本サービスを解約することができるものとします。この場合、既にお支払済みのサービス料金の返金はしません。また、当社は次のいずれかにより損害を被った場合にはご利用者に対して損害賠償を求めることができるものとします。
 - ①本サービスの契約成立後に、第5条2項に該当する事由、その他当社が本サービスの契約締結を拒否すべき事由が判明したとき。
 - ②当社が第13条1項に基づき本サービスの提供を停止した場合で、停止後当社の指定する期日までにその原因となった事由が解消されない場合。
 - ③第11条2項に基づき、貸出機器の設置先の変更が判明したとき。
 - ④ご利用者が、当社に対して不当な義務もしくは要求等を強要する、または嫌がらせを行う等、当社の業務に支障 を来たしたとき。
 - ⑤ご利用者が本サービスを利用することにより、他のご利用者の利用を妨げ、サービス利用の公平性を損なうとき。
 - ⑥その他ご利用者が本規程に違反したとき。

15. サービス料金の改定・消費税等の税率変更時の取扱い

- (1) 当社は物価上昇等、経済情勢の変動、その他の事由により、月額料金を維持しがたい場合には、改定日の2か月前までにこの旨をご契約者に書面等にて通知した上で、月額料金を改定します。
- (2) ご契約者が新しい料金による本サービスの継続を承諾されない場合は、ご契約者は自ら手続きのうえ、本サービスを解約することができます。その解約について、第14条1項を準用します。なお、ご契約者から解約のお申し出がない場合は、月額料金の変更を承認されたものとします。
- (3) 法令改正に伴う消費税等の税率変更がされた場合、新税率施行日の属する月から、新しい税率を適用した月額料金に改定します。
- (4) 当社は、販売機器の機器代金を改定する場合があります。機器代金の改定については、当社ホームページ等でお知らせします。

16. サービス内容、ご利用規程の改定

当社は、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更の定めに従い、お客さまの了承を得ることなく、本サービスの名称、内容及びご利用規程を変更する場合があります。この場合、変更する旨、変更後のサービス内容及び変更の効力発生日は、当社ホームページ等で変更日の 1 か月前までにお知らせします。

17. サービスの終了

- (1) 当社は、当社の都合または提携先企業の都合により、本サービスの全部または一部の提供を終了することがあります。
- (2) 当社は、本サービスの全部または一部の提供を終了するときは、ご契約者に対し、終了する3か月前までに、その旨を当社ホームページや書面等にて通知するものとします。

18. 機器の保証

- (1) 販売機器の保証期間は、保証書(各機器取扱説明書記載)の記載期間とします。
- (2) ご利用者は、貸出機器が正常な使用状態で動作しない等の故障もしくは毀損(以下、あわせて「故障等」といいます。) が発生した場合には、当社に対し、速やかにその旨を連絡するものとします。この場合、当社は貸出機器の点検または交換を行います。
- (3) ご利用者は、2項の故障等がご利用者の責めに帰すべき理由による場合、および、貸出機器を滅失もしくは紛失もしくは盗難されたときには、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。再設置に係る費用はご利用者または支払者の負担となります。
- (4) 販売機器において当社の責めに帰すべき事由による、破損、汚損、または動作等の不良があった場合、販売機器の引き渡し後8日以内にご利用者が当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は返品、無償交換、返金に応じるものとします。
- (5) 当社は前項に該当する場合を除き、以下のいかなる場合においても返品、無償交換、返金その他一切のご要望を承りません。
 - ・ご利用者の都合で当社が発送した販売機器を受け取れないまたは適切に保管せず、機器に不良が生じた場合
 - ・販売機器を引き渡し後、機器に傷または汚損、破損が生じた場合
 - ・ご利用者の都合(誤操作、設置先との不都合等)による返品を希望される場合
 - ・保証書を紛失された場合

19. 貸出機器の返却

- (1) ご契約者は、第14条に基づき本サービスが解約された場合に、貸出機器を当社指定の返却方法により、遅滞なく当社に返却するものとします。なお、返却にかかる配送料金は当社負担とします。
- (2) 1 項に定める貸出機器の返却の際、貸出機器以外の物品を同梱しないこととし、ご契約者が、貸出機器以外の物品を同梱されたことによりご契約者または第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いかねます。ご契約者から返却された貸出機器とともに、貸出機器以外の物品が付されていた場合には、付されていた物品にかかる所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当社は、ご契約者に対して何らか通知することなく、これを廃棄または処分することができるものとし、ご契約者は、当社に対し、何らかの請求をしないものとします。
- (3) ご契約者は、1 項に定める方法により貸出機器を返却しないとき、または当社の責めに帰することができない事由による故障等により貸出機器を原状に復することができないときは、当社に対し、機器相当額を支払うものとします。

20. 電話健康相談

- (1) 電話健康相談の相談料は、【別紙1サービス料金】に定める月額料金に含まれます。
- (2) 疾病等に対する診察や、症状の治療を目的とした医療行為を行うものではありません。必要に応じて近隣の専門医療機関をご案内させていただきます。緊急の場合や症状が軽微でない場合は、医療機関へご相談ください。
- (3) 電話健康相談で提供した情報をもとにご利用者がとられた行動や結果に関して、当社および提携先企業は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 相談内容や利用状況によっては、ご利用をお断りすることがあります。
- (5) 電話健康相談のご利用は、ご契約者ならびにご契約者と同居の親族および別居の親族(2 親等内に限る)とさせていただきます。

21. 損害賠償

- (1) 当社は、当社の責めに帰すべき理由により、ご利用者が損害を被った場合、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、ご契約者に対して、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限り賠償責任を負います。
- (2) ご利用者の故意または過失により当社に損害を与えた場合、ご契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

22. 契約不適合責任の免除

当社は、本契約に定めるほか、機器又は設置作業に関する不具合や不備等について一切の責任を負いません。

23. 免責

- (1) 次の各号のいずれかの事由により、本サービスの全部または一部をご利用になれない場合でも、当社はその責任を負いません。
 - ①ご利用者のスマートフォン等の故障や不具合等で、アプリをご利用になれない場合。

- ②通信事業者およびインターネットプロバイダ等の通信設備の故障や保守を行なっている場合。
- ③貸出機器を初回設置した場所からご利用者が移設等したことにより、電波環境が悪化した場合。
- ④ご利用者その他の第三者の故意または過失により販売機器または貸出機器が減失・毀損した場合。
- (2) 本サービスで使用される各センサーの誤作動や誤感知等、または各センサーから発信される情報の遅滞や滅失、玄関ドアやドア・窓等の開閉や鍵の施錠および在宅等の事実と各センサーから発信される情報の齟齬等が生じた結果、ご利用者に損害が発生した場合であっても当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。
- (3) 当社は、本サービスがご利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、ご利用者による本サービスの利用がご利用者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないこと、各センサーから発信される情報の正確性について、何ら保証するものではありません。
- (4) 当社は、故意または重過失による場合を除き、当社による、本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、本規程の変更、ご利用者の情報の削除、毀損または消失、本サービスの利用による機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関してご利用者が被った損害につき、賠償する責任を負わないものとします。
- (5) 天変地異等の避けられない理由によって、本サービス提供の不履行が生じたために、ご利用者に損害が生じても当社はその責任を負いません。

24. 反社会勢力との関係排除

- (1) ご利用者およびお支払者は、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと(ただし、法令により取引が義務付けられているものは除く)、および法的な責任を超えた不当な要求行為等(準ずるものを含む)をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ご利用者またはお支払者が前項に反した場合は、何らかの催告なく本サービスを解約することができます。

25. 権利帰属

本サービスに関する知的財産権は、全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規程に基づく本サービスの提供は、本サービスに関する当社若しくは当社にライセンスを許諾している者の知的財産権についての全部または一部の譲渡または移転を意味するものではありません。

26. 譲渡禁止

- (1) ご契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規程または諸規程等から生じる当社に対する権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、または担保の目的に供してはならないものとします。
- (2) 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡する場合には、当該事業譲渡に伴い、契約上の地位、本規程に基づく権利および義務ならびにご契約者が当社に届け出た情報および履歴情報、その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、ご契約者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。 なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

27. 業務の委託

当社は、本サービスの販売・機器の設置工事・サービス料金請求その他本サービスに関する一切の業務について、第三者に委託することがあります。

28. 個人情報

当社は、ご利用者の個人情報を本サービス、当社ガス・電気等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、 生活関連サービス業および、これに付帯する事業のために利用いたします。個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ(www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html)に掲載いたします。

29. 協議

- (1) 当社とご契約者は、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2) 本規程に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

30. 本規程の適用期間

本規程は2022年4月1日から有効とします。

31. ふるさと納税返礼品として本サービスをご利用の場合の特則

- ふるさと納税返礼品として本サービスを利用される場合は、前各条の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。
- (1) 本サービスの契約は、当社所定の手続きに従い本サービスの申込を行っていただき、当社が申込を受理した際に成立します。

- (2) お申込みいただいた返礼品で定められた範囲でのご利用の場合、当社からのサービス料金の請求はありません。
- (3) 本サービス利用期間は、お申込みいただいた返礼品で定められた期間とし、本サービスの利用開始日は、機器の設置完了後、当社の手続きが完了次第、返礼品納税者宛に速やかに郵送でお知らせします。本サービスの利用終了日については契約期間終了の1か月前までに通知します。
- (4) 契約期間終了後も継続して本サービスの利用を希望される場合は、当社規定の手続きが必要です。この場合、【別紙 1 サービス料金】に記載の月額料金をクレジットカード払いまたは口座振替でお支払いいただきます。
- (5) 販売機器の追加購入をご希望の場合は、【別紙 1 サービス料金】に記載の機器代金をクレジットカード払いまたは口 座振替でお支払いいただきます。
- (6) 契約期間中に本サービスの解約を希望する場合、当社へ解約の旨を連絡することでいつでも本サービスを解約できるものとします。この場合、寄附金や販売機器の追加購入代金等の返金はしません。

32. 新築戸建て住宅に入居後設置する場合の特則

新築戸建て住宅の入居後に貸出機器または販売機器を設置して本サービスをご利用される場合は、1条から30条までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

(1) 利用権利証書に記載の無償期間(以下「無償期間」といいます。)は、当社からのサービス料金の請求はありません。 無償期間終了後は、月額料金が発生します。当社は無償期間終了1 か月前までにご契約者に解約意思の確認をさせていただきます。

33. 新築戸建て住宅に入居前に設置済みの場合の特則

入居前にすでに貸出機器または販売機器が設置済みの新築戸建て住宅において本サービスをご利用される場合は、1条から30条までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- (1) 本サービスの契約は、当社所定の手続きに従い本サービスの申込を行っていただき、当社が申込を受理した際に成立します。
- (2) 販売機器はすでに設置済みですので、施工者の訪問やご契約者の立ち合い等は不要です。貸出機器の設置は、ご利用者ご自身で行っていただきます。
- (3) 無償期間は、当社からのサービス料金の請求はありません。無償期間終了後は、月額料金が発生します。当社は無償期間終了1か月前までにご契約者に解約意思の確認をさせていただきます。
- (4) 入居時点で既に設置されている機器について、設置作業の不備が発覚した場合、サービス開始日から 14 日以内に当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償で設置作業のやり直しのみを行います。
- (5) 初回の販売機器において当社の責めに帰すべき事由による、破損、汚損、または動作等の不良があった場合、サービス開始日から8日以内にご利用者が当社の本サービスに関する窓口に申し出た場合に限り、当社は無償交換のみに応じるものとします。
- (6) ご契約者は、サービス開始日から 1 年以内に初回の販売機器に瑕疵を発見した場合において、当社に対して遅滞なくその旨を通知したときに限り、ご契約者は当社に対して、当該商品の交換のみ請求することができます。

[別紙 1] サービス料金

サービス料金は、下記の通り取り扱います。

1. 月額料金

- (1)毎月1日から月末までの利用分を「1か月分」とします。
- (2) 月額料金の日割計算はいたしません。

表 1 くらし見守りサービス月額料金

加入サービス	月額料金 (税込)	
自宅・家族の見守り	980 円	
ガス見守り、自宅・家族の見守り	1,480 円	

〈口座振替〉 毎月 27 日引落。通帳表示名:東京ガスリース㈱

〈クレジットカード〉 クレジットカード会社指定日決済。明細表示名:東京ガス くらしサービス料金

2. 初期費用および追加購入費用

- (1) 初期費用として販売機器代金と契約事務手数料(3,000円(税込)/契約)の合計金額をお支払いただきます。
- (2) 追加購入時は、販売機器代金をお支払いただきます。

表 2 販売機器代金

販売機器	機器代金(税込)
カギしめ確認センサー	9,000円/個
開け閉め確認センサー	6,000円/個
おかえり確認センサー	5,000円/個

〈口座振替(一括)〉 初回月額料金(追加購入時は、購入翌月の月額料金)とあわせてお支払いいだきます。

〈口座振替(分割)〉 東京ガスリース株式会社との割賦契約に準じます。

〈クレジットカード〉 サービス開始日にクレジットカード会社に決済処理いたします。

3. その他手数料

表3 その他手数料

その他手数料	金額(税込)	
作業手数料※1	3,700円/回	
電池交換作業手数料(電池代込)	4,200 円 / 回	

^{※1}作業手数料は、販売機器の交換、追加購入時等に訪問作業を希望する場合に、お支払いいただきます。

4. 警備員駆けつけの出動費用

- (1) 警備員駆けつけを利用した場合、出動費用として1回の出動あたり6,000円(税込)をお支払いいただきます。
- (2) 出動費用はくらし見守りサービスのご契約者さま向けページにてご指定いただいたお支払い方法で当社にお支払いいただきます。
- (3) 支払時期は次のとおりです。

〈口座振替〉 購入翌月 27 日引落。通帳表示名:東京ガスリース(株)

〈クレジットカード〉 クレジットカード会社指定日決済。明細表示名:東京ガス くらしサービス料金

説明日:

取扱店:

担当者:

お問い合わせ先:東京ガス ステーション24

0120-117744 受付時間/9:00~17:00 (日・祝日除く)



くらし見守りサービス アプリご利用規程

1. 目的

本規程は、東京ガス株式会社(以下「当社」といいます)が、ご利用者に、くらし見守りサービスアプリ(以下「本アプリ」といいます)の利用に関して、定めることを目的とします。

2. 用語の定義

本規程における用語の定義は以下のとおりとします。

①ユーザー: 本アプリのご利用者(くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)ご利用者に限ります)

②ユーザー ID :ユーザーを識別するための文字列

③パスワード : ユーザー本人であることを認証するための文字列

④他社 ID 等 : 当社が連携する企業が運営する会員制サービスにおいて当該ユーザーに付与された ID およびパスワード

3. サービス内容

本アプリは以下の機能を提供します。各機能の詳細については、くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)ご利用 規程第3条に準用します。

①カギしめ確認

アプリより問合せを行うと、その時点でのカギの状態を通知します。また、開け閉め確認センサーとの連携設定を行うと、センサーが検知した情報を元に開閉後鍵が開いていた場合に、通知します。

②関け関め確認

アプリより警戒モードを ON にセットすると、ドア・窓等に設置したセンサーの状態を元に開閉を通知します。警戒モード OFF の場合には、開閉情報は履歴として表示します。

③おかえり確認

センサーとの通信の有無を元に帰宅・外出を表示します。センサーごとに通知の ON/OFF が可能です。

④ガス見守り

くらし見守りサービス(ガス見守り)ご利用者専用サイトへのリンクとなります。ガス見守りでは他社 ID 等による認証は適用外となります。

4. ユーザー ID およびパスワードの管理

くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)ご利用規程第7条に準用します。

5. 本アプリの利用料

本アプリの利用料は原則として無料です。ただし、本アプリを利用するために必要なハードウェアおよびソフトウェア に関する費用、通信料およびインターネット接続料は、ユーザーが負担するものといたします。

6. 免責事項

当社は、当社の故意または重大な過失による場合を除き、本アプリ利用に付随して発生したお客さまおよび第三者の直接および間接の損害について、当社は責任を負いません。

7. 禁止事項

ユーザーは、本アプリの利用にあたり、以下の各号に該当する行為または該当する恐れがあると当社が判断する行為を 行うことを禁止します。禁止事項に該当する行為を行った場合には、当社は当該ユーザーに対する本サービスの利用を 直ちに止めることができるものとします。また、禁止事項に該当する行為により、ユーザー及び第三者に損害が生じた 場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

- ①当社および他のユーザーもしくは第三者の財産、プライバシー、著作権そのほかの権利を侵害する行為、または侵害 するおそれのある行為
- ②当社および他のユーザーもしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、または与える恐れのある行為
- ③ログイン ID およびパスワードを不正に使用する行為
- ④犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れのある行為
- ⑤コンピューターウィルス等のプログラムを用いて本サービスの運営または当社の業務を妨げる行為
- ⑥本サービスが用いるネットワークシステシステムの正常な運用を妨害する行為およびそのおそれのある行為
- ⑦法令等に違反する、または違反する恐れのある行為
- ⑧当社が不適当と判断し、行わないよう要求する行為

8. 本アプリの利用の中止

(1) 当社は、次の各号に定める場合において、ユーザーに予告なく本アプリの全部または一部の提供を中止することが

できるものとします。

- ①本アプリの保守・点検を行う場合
- ②通信回線等の障害が生じた場合
- ③法令等に基づく措置があった場合
- ④火災、停電または天災地変等の不可抗力による場合
- ⑤くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)ご利用規程第12条に定める場合
- ⑥その他本アプリの利用が困難と判断した場合
- (2) 当社は、前項に基づきご利用の本アプリの提供を中止した場合に、当社の責め帰すべき事由によらずユーザーに生じた損害は、一切の責任を負わないものとします。

9. 本アプリ規程の改定

本規程は当社が必要と認めた場合は、法令等の規程に従い、当社ウェブサイト上において変更内容をあらかじめ一定期間掲載することにより、変更できるものとします。なお、本規程の変更後、ユーザーが本サービスを利用した場合は、変更後の本規程が承認されたものとみなします。

10. 著作権等

- (1) 本アプリに含まれる全ての情報および画像(以下、「コンテンツ」といいます。)は、当社の財産であり、著作権その他の知的財産権(以下、「著作権等」といいます。)によって保護されています。
- (2) ユーザーは、著作権等の権利者の承諾を得ず、本アプリにより提供されるコンテンツを著作権法で定めるユーザー 個人の私的使用の範囲を超えて使用または公開等の利用をすることはできないものとします。
- (3) 前各項の規程に違反して著作権等に関する紛争が生じた場合、ユーザーは、自己の責任と負担において、その問題を解決するものとします。

11. 情報の収集・保有・利用等

- (1) 当社は、ユーザーによる本アプリの利用に際して次の情報(以下これらを総称して「利用者情報」といいます)を収集・保有します。
 - ①ユーザーの識別に関する情報
 - ②利用履歴、ユーザーの状態に関する情報
 - ③本アプリで設定された情報
- (2) 当社は、本アプリで提供するサービスの改善や本アプリの利便性向上、その他アフターサービス等の提供目的で利用者情報を使用します。
- (3) 当社は、2 項の目的で利用者情報を分析するため、個人を識別できない統計データに加工した上で利用者情報を第三者へ提供できるものとします。
- (4) 当社は、ユーザーの個人情報を本サービス、当社ガス・電気等のエネルギー供給販売業、住宅設備機器・機械器具の小売業、生活関連サービス業および、これに付帯する事業のために利用いたします。個人情報の取扱いの詳細については、当社ホームページ(www.tokyo-gas.co.jp/utility/privacy.html)に掲載いたします。

12. 反社会勢力との関係排除

- (1) ユーザーは、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という。)でないこと、反社会的勢力に対して資金を提供する等、その維持運営に協力等しないこと(ただし、法令により取引が義務付けられているものは除く)、および法的な責任を超えた不当な要求行為等(準ずるものを含む)をしないことを表明保証します。
- (2) 当社は、ユーザーが1項を反した場合は、何らかの催告なく本アプリの提供を終了することができます。

13. 協議

- (1) 当社とユーザーは、本規程に定めのない事項については、法令および商習慣に従うほか、誠意をもって協議します。
- (2)本規程に関する紛争については、東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

14. その他

本規程に定めのない事項は、「くらし見守りサービス(自宅・家族の見守り)ご利用規程」によるものとします。

2022年4月1日制定